

介護保険を利用した
住宅改修について

横須賀市民生局福祉こども部

介護保険課

令和4年6月

1 介護保険を利用した住宅改修とは

(1) 保険給付の条件

介護保険法第四十五条及び五十七条に定める改修を行った際に改修費の支給を行うものです。

この資料は、介護保険制度における住宅改修が適正かつ効果的に行われ、住宅改修費の支給を円滑に行うことを目的として作成しています。

住宅改修を行う際は、本冊子に記載されている内容に沿って、手続きを進めてくださいますようお願いいたします。

【保険給付の条件】

ア 要介護または要支援認定を受けており、その認定の有効期限内であること。

イ 在宅で生活されていること。

ウ 厚生労働大臣が定める住宅改修の種類の種類であること。

エ 被保険者証に記載されている住所の家屋に対する住宅改修であること。

オ 被保険者本人の心身の状態や、家屋の状況等から総合的に判断し、自立した日常生活を送るのに必要な改修であると認められること。

(2) 支払限度額について

支給される住宅改修費は、同一住宅・同一被保険者の場合、合計支給額は20万円の9割、8割又は7割が上限として設定されています。

ただし、転居した場合や最初の住宅改修着工日と比べて、要介護度が3段階以上重くなった場合は、それまでに改修した分はリセットされます。

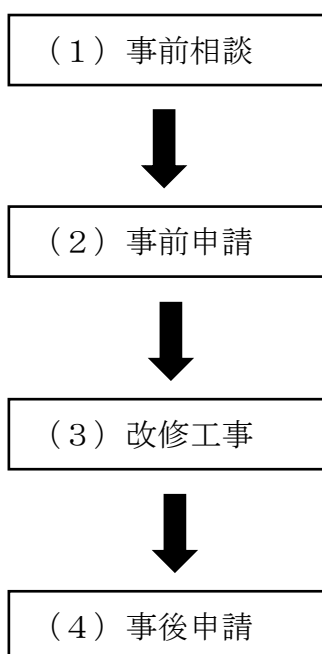
初回の住宅改修着工日の要介護状態	追加の住宅改修着工日の要介護状態
要支援1	要介護3・4・5
要支援2・要介護1	要介護4・5
要介護2	要介護5

2 厚生労働大臣が定める住宅改修の種類（平成11年厚生省告示第95条）
住宅改修費の支給が認められるのは、以下の6種類の工事になります。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え（引き戸等の新設を含む）
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他ア～オの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
 - ア 手すりの取付けのための壁の下地補強
 - イ 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事
 - ウ スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵等の設置
 - エ 床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備
 - オ 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
 - カ 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更

3 住宅改修費支給の流れと申請方法

住宅改修の支給の流れは、以下のとおりです。改修工事着工後の申請や事前承認前に着工した場合は、保険給付対象外となります。



(1) 事前相談

利用者から住宅改修の依頼がありまたら、要介護認定等を受けているかなど、保険給付の条件を満たしているか確認してください。

確認後、介護支援専門員等による訪問調査及び改修内容の確認を行い、利用者への必要性を検証してください。

【住宅改修が必要な理由書を作成できる者】

- ・介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員
- ・福祉住環境コーディネーター（２級以上）
- ・作業療法士

ほか

住宅改修が必要な理由書を作成する者は、基本的には居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員（以下「介護支援専門員等」という。）としていますが、市町村が行う福祉用具・住宅改修支援事業等として、住宅改修の相談、助言等を行っている福祉、保健・医療又は建築の専門家も含むものとしています。（平成12年3月8日 老企第42号より）

本市としては、理由書作成者と工事施工業者が同じ場合に、必要な理由の客観性を保つことに懸念があるため、利用者の身体の状態などを把握している介護支援専門員等が作成することを推奨しております。ただし制度上、福祉住環境コーディネーター検定試験２級以上の資格を有する者が作成することも可能です。その際には、資格者証のコピーを求めることもありますので、ご了承ください。

住宅改修が必要な理由書は、担当の介護支援専門員等が利用者本人及び家族の意向を踏まえて被保険者の心身の状態及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を考慮した上で作成するものになります。

したがって、福祉住環境コーディネーター検定試験２級以上の資格を有する者が作成する場合は、利用者の居宅サービス計画等を作成している介護支援専門員等と十分に連絡調整を行い、作成いただくようお願いいたします。

(2) 事前申請

住宅改修を行い、支給を受けたい場合、以下のとおり事前申請の書類の提出が必要になります。

【提出書類】

(ア) 介護保険住宅改修費支給事前申請書

(イ) 住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員等が作成したもの）

(ウ) 見積書及び工事内訳書

(エ) 住宅の間取り図

※住宅の間取り図は、申請者の住宅の間取りや寝室、トイレ、浴室等の位置関係、生活動線が確認できるものを提出してください。

(オ) 改修前の日付入り写真

※写真は、必ず撮影した日付を入れるようにしてください。日付は、日付入り機能のついたカメラで撮影したものでも、黒板等で写真に写り込んだものでも構いません。

改修後に提出する写真は、改修前と同じアングルで撮影するようにしてください。

手すりの場合は床との位置関係が分かるように、段差解消の場合は段差の高さが確認できるようにするなど、改修箇所の状況が分かるようにしてください。なお、大規模改修（長い手すりやスロープの設置、床全面を改修等）の場合は、全体が分かるよう遠方からの写真を追加する、撮影位置を変えて複数の写真に分割する等の対応をお願いします。

(カ) 住宅所有者の承諾書（本人、家族の持ち家でない場合）

(3) 改修工事

事前申請承認後、住宅改修費承認通知書を送付いたします。

工事は、住宅改修費承認通知書が届いてから着工するようにしてください。承認前に着工した場合は、介護保険から住宅改修費は支給されません。

また、事前申請で承認された内容で工事を行ってください。やむを得ず工事内容に変更をする場合は、いったん工事を中断し、必ず市まで連絡してください。承認された改修内容と異なる改修内容が行われた場合、住宅改修費が支給されない可能性もありますのでご注意ください。

なお、変更の内容が軽微なもの、例えば手すりの高さを2～3 cm変更するような場合等は、現場での調整の範囲と考えますので、変更の連絡は不要です。

(4) 事後申請

住宅改修後は、以下の書類を提出する必要があります。市は、支給申請を受け、住宅改修が事前申請で承認されたとおりの内容で実施されたかどうか等の確認を行った後、支給・不支給の決定を行います。決定の場合はその後、住宅改修費が支給されます。

なお、事前申請と同様に、改修の内容等で疑義が生じる場合は、改修業者に内容を電話等でお尋ねする場合があります。また、状況に応じて現地で立会いを求めることもありますので、その際にご協力をお願いします。

【提出書類】

- (ア) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- (イ) 請求書（受領委任払いの場合は、自己負担分の請求書）
- (ウ) 改修後の日付入り写真

※改修後に提出する写真は、改修前と同じアングルで撮影するようにしてください。

4 受領委任払いと償還払いの違い

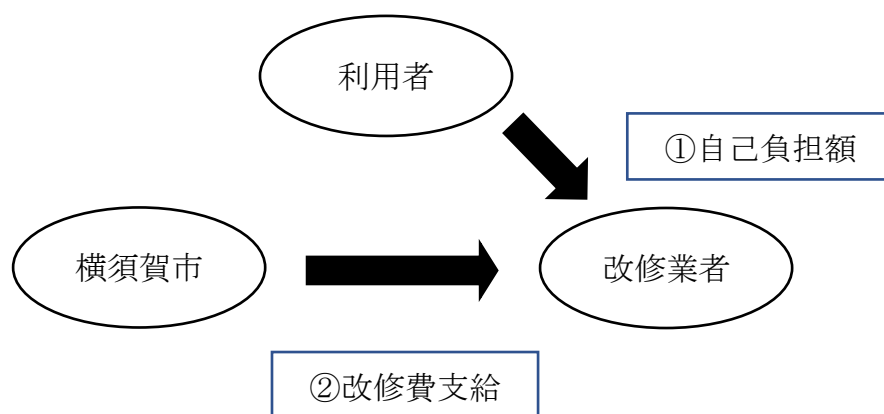
住宅改修費の支給方法は、「受領委任払い」と「償還払い」の2通りあります。

(1) 受領委任払い

利用者が改修業者に支給対象となる工事費用の1割～3割を含む自己負担額を支払い、その後、市から支給対象となる工事費用の9割～7割を住宅改修費として改修業者に支払うものになります。

ただし、要介護認定等の新規申請中の場合（認定が下りなかった場合は、全額自己負担となります）や事前申請時に、入院・入所中の場合は、受領委任払いは利用できません。

また、受領委任払いを利用する場合、改修事業者は、本市へ実施する旨の届出が必要になります。



(2) 償還払い

利用者が改修業者に工事費用の全額を支払い、その後、利用者が市（保険者）から支給対象となる工事費用の9割～7割を住宅改修費として、償還（払戻し）を受けるものになります。

